

北区志茂一丁目道路拡幅取消裁判

東京都の道路行政を根本から変えうる判決がでます

一 今年の一月三〇日に判決の言い渡しがあります

二〇二五年七月二十七日、北区志茂一丁目住民二一名が原告となり、「補助八六号線」の事業認可の取り消しを求めて東京地方裁判所に訴訟を起しました。

その訴訟の判決が、今年の一月三〇日に言い渡されます。

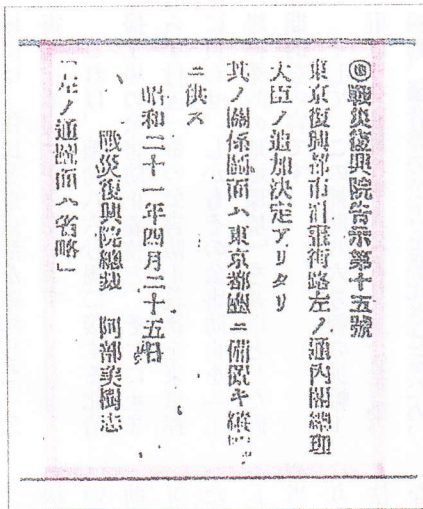
この判決は、東京都の現在及び将来の道路行政を根本から変えてしまう可能性があります。

二 「補助八六号線道路」問題

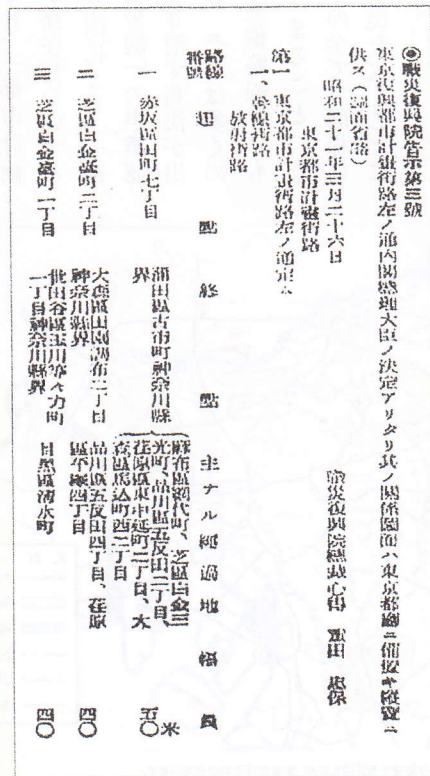
その理由を説明する前に、この「補助八六号線道路」の問題点について確認します。

《問題点①》都市計画決定の不存

東京都は、この補助八六号線は、昭和二一年に都市計画決定が出され、昭



写真① 昭和21年4月告示



写真② 昭和21年3月告示

和四一年に変更決定が出されたと主張しています。しかし、その主張には客観的な根拠はありません。

まず、東京都の主張する「昭和二一年の都市計画決定」の根拠の中心は、「昭和二二年の告示」(写真①)とされています。

しかし、この告示(写真①)をよく見て下さい。どこかに「補助八六号線」と書かれていますか。また、「北区志茂一丁目道路が通る」と読み取ることはできませんか。いずれも不可能です。また、この告示には、決定書や図面

などの資料を「縦覧」に供すると書かれています。東京都は決定書等の資料の一切が存在しないことを認めています。

これでは、国や東京都が「実は〇〇道路の計画がこの告示には含まれている」などと、自由に道路を追加することができてしまい、あたかも東京都に白紙委任状を与えるようなものです。これは、都市計画道路という制度自体を根本から破壊することになり、当然に国民の財産権(憲法二九条一項)を侵害します。

このような事情に対して、「今から七〇年以上も前のことなので、この程度の抽象的な告示が一般的ではなかったのか」などと疑問を抱く方もいるかもしれません。

しかし、写真②の告示を見て下さい。これは先ほどの告示の約一か月前に出された東京都の道路に関する告示の抜粋です。一目瞭然ですが、ここには、路線番号、起点、終点、主たる経過地、幅員が記載されています。もちろん、決定書等の詳しい資料を見なければ、道路計画の詳細は分かりませんが、少

なくともこの告示には都市計画道路の基本情報は載っています。その意味で、「昭和二年の告示」と異なります。

そのため、この「昭和二年の告示」は当時としても異常なものであったのです。

このように「昭和二年の都市計画決定」は「不存在」としか言えないものです。

この不存在な「昭和二年の都市計画決定」の変更として出されたのが、「昭和四一年の都市計画決定」でした。

この意味で、この昭和四一年の変更決定は、有効なものとして扱ってはならないのですが、さらに独自の問題点も存在しています。

それは、この昭和四一年決定時、「補助八六号線」等の補助街路については、一切具体的な検討を行っておらず、「従前の計画をただ追認しただけ」という形式になっていることです。この事実が東京都自身が説明した内容です。

以上のことから分かることは、「昭和二年時点では、補助八六号線の都市計画決定は存在していなかった」が、「その後、行政が補助八六号線の都市計画をでっち上げ」、「昭和四一年には、そのでっち上げた都市計画が当初から存在したかのように装ったうえで、変更決定という形式でお墨付きを付けた」ということです。

これでは、道路計画の範囲の住民が納得できず、その道路計画の具体的根拠を確認しようとしても、どこにもその根拠が書かれた資料がなく、実質的に争いようがありません。このような状態で、国民の財産権侵害が許されて良いわけはありません。

まさに、国と東京都は、都市計画制度を真つ向から否定し、法的根拠なく国民の財産権を侵害しようとしているのです。

《問題点②》 公害防止協定違反

この北区志茂一丁目を中心とした地域には、住民と東京都が締結した「公害防止協定」が存在します。

これは、補助八六号線に接する北清掃工場の公害防止義務と、それに止まらず付近一帯の公害防止義務を東京都に負わせ、しかもその公害防止を「工場操業時の地域環境」を基準とした画期的な内容です。

そして、この補助八六号線の拡幅工事は、交通量の増大により、大気汚染、振動、騒音等の公害を悪化させるため、東京都が自らこの公害防止義務に違反することが明らかとなっています。

三 判決の意味

以上の問題のうち、「公害防止協定

違反」の事実は、志茂一丁目地域としては重大な意味がありますが、「都市計画決定の不存在」の事実が与える影響は、志茂一丁目地域に留まりません。

現在、東京都は、「木密地域不燃化一〇年プロジェクト」という計画のもと、補助八六号線等の都市計画道路を「特定整備路線」という名称で整備を進めようとしています。(写真③)

東京都内で、その特定整備路線は二八路線ありますが、そのうち一八路線が「昭和二年の告示」に基づく計画となっています。

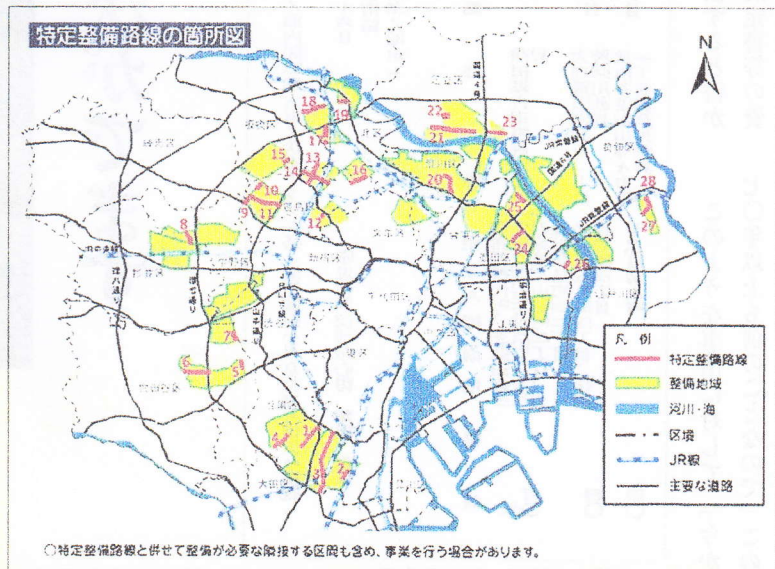
つまり、「都市計画決定が存在しない」という理由により、「補助八六号線」の事業認可を取り消す判決が出た場合、それは多くの「特定整備路線」にも当てはまることになり、その全てで同様に法的根拠を欠くこととなります。

さらに、「特定整備路線」以外にも、この「昭和二年の告示」に基づく未整備の補助街路は存在し、一部については現に整備が進

められようとしています。これらの道路も法的根拠を欠くこととなります。

このように判決の影響力が大きいこともあり、裁判所は数度「事業認可を取り消す」方向での話し合いを進めようとした。しかし、いずれも東京都と国は、その方向での話し合いを拒否しました。その結果判決となりました。

一月三〇日判決に注目して頂きたいと思えます。(坂田)



写真③ 特定整備路線の箇所図 (都HPより)